

## 甲賀市公民連携取組方針（たたき台）について

本市は、公民連携の推進あたってガイドラインを検討しています。基本的な考え方と仕組みを示し、民間事業者等との円滑な事業形成を促進するものです。

（主な構成： 第1章 公民連携取組方針 / 第2章 甲賀市PPPの進め方）

### 1. 公民連携に取り組む背景

- ・行政課題の複雑化、高度化により行政だけの課題解決が困難
- ・民間事業者等の社会貢献意識の高まり

### 2. 基本的な考え方

（1）理 念 : 「民間事業者等との連携によるエリア価値の向上」

（2）3つの効果: ①市民サービスの向上

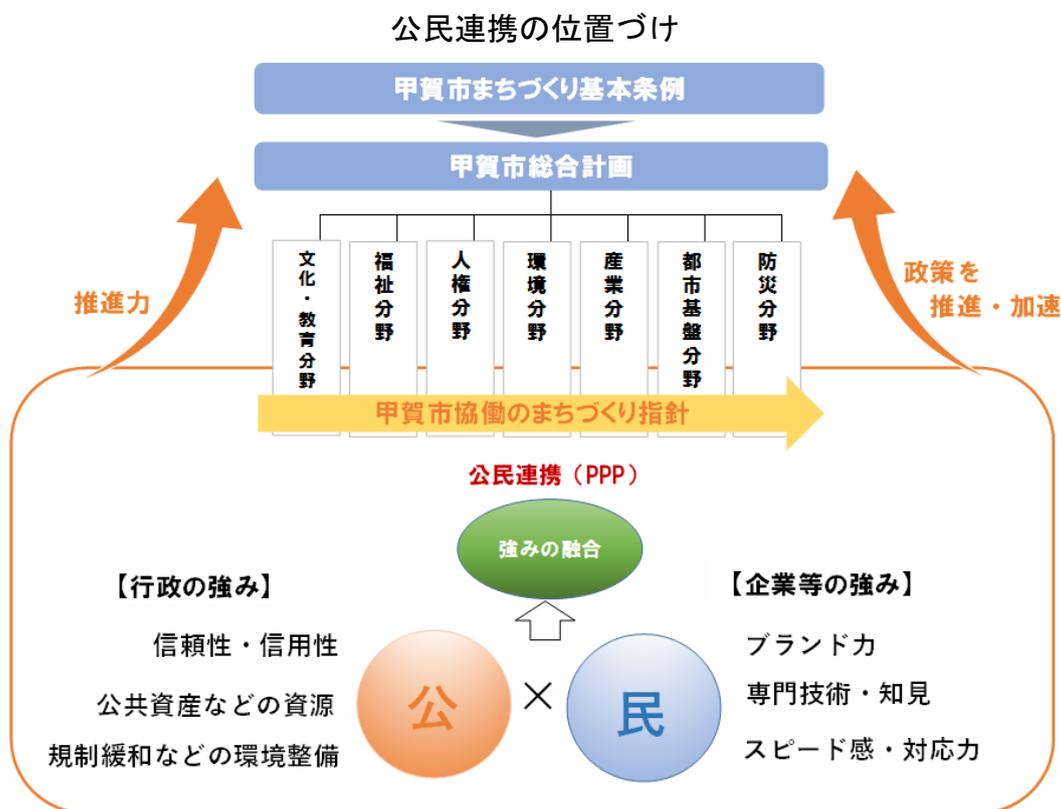
②地域課題の解決

③新たなビジネスの創出

（3）めざす公民連携の在り方: 「市民・民間事業者等・甲賀市の三方よし」

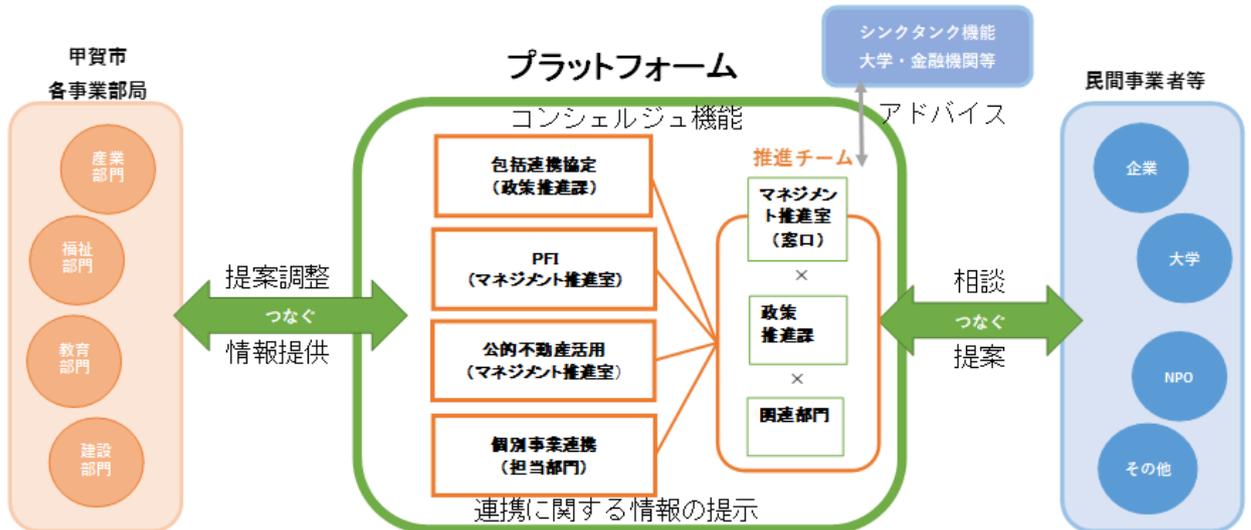
### 3. ガイドラインの目的

- ・民間との新たなパートナーシップの形成を促進する
- ・公民連携事業を円滑に形成するためのルールとルールを示す



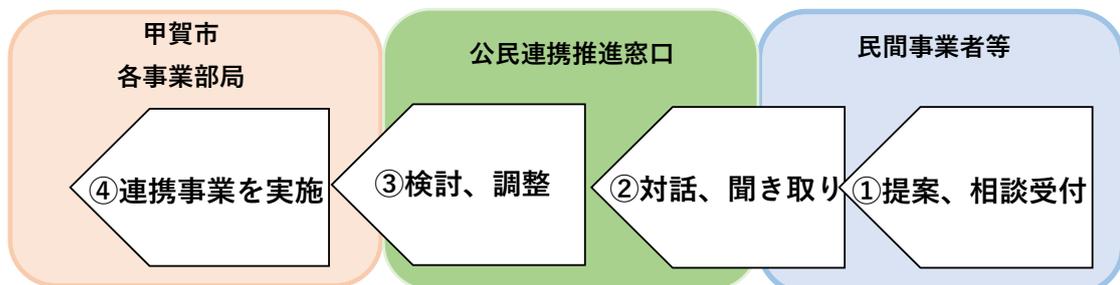
#### 4. 公民連携プラットフォーム（窓口体制と調整機能）

- ・マネジメント推進室が窓口機能を担います。
- ・マネジメント推進室と政策推進課が推進チームを形成し、民間事業者等と各部署とのマッチングを図り対話の場を形成します。

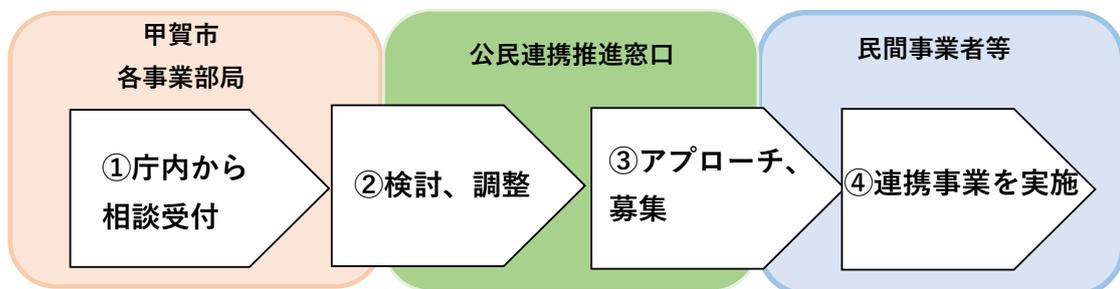


#### 5. 公民連携の進め方

民間事業者からの提案による進め方の例（自由提案型）



各事業部局の課題解決のための進め方の例（テーマ公募型）



# 甲賀市公民連携ガイドライン（たたき台）

## 第1章 公民連携取組方針

### 1. はじめに

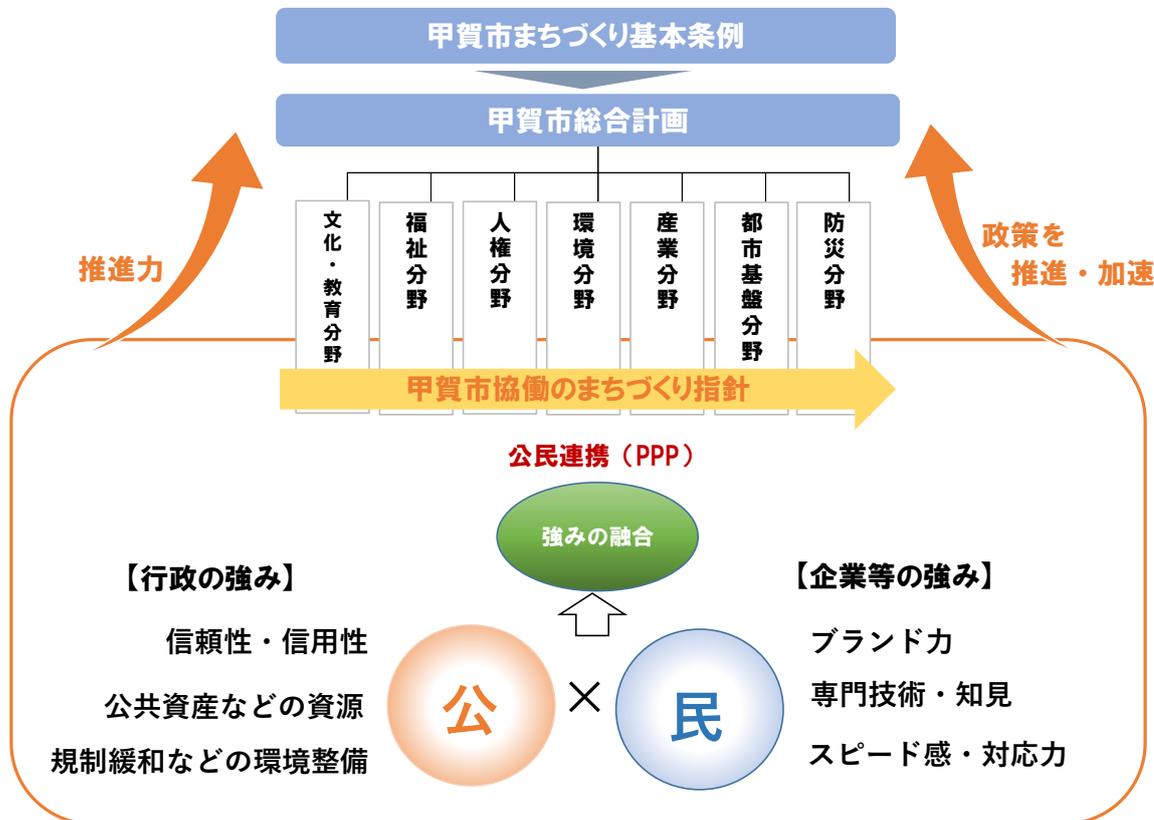
「公民連携」とは、企業や大学などの民間事業者等と行政が連携し、公共サービスの提供や社会課題の解決に取り組むことです。

本市をはじめ地方の自治体経営においては、行政課題が複雑化、高度化しており、もはや行政だけの課題解決が困難な状況にあります。

一方、民間事業者等においては、SDGsなどの浸透により、事業活動を通じて社会的な課題に取り組むことで、利益の追求と社会課題の解決を両立し、企業等と社会双方との価値を生み出す社会貢献への意識がさらに高まっています。

このような中で、公民連携を推進することは、市の施策展開を加速させ、市民サービスの向上やエリア価値を向上につなると同時に、民間事業者等にとっても新たな価値の創造につながるものと考えます。そのためには、民間事業者のみなさまと行政が、お互いの認識を共有することが重要であり、本指針は本市の公民連携を推進するにあたっての基本的な考え方と仕組みを示すものです。

公民連携の位置づけ



## 2. 甲賀市が公民連携に取り組む背景

### (1) 本市における課題

少子高齢化の急激な進行による社会保障関連経費の増大や公共施設やインフラの老朽化等に対応するための財源確保、社会情勢や暮らし方の変化による市民ニーズの多様化により、これまでの考え方や取組みだけでは行政経営が困難な状況にあります。

#### まちづくりの課題(社会課題)

- 少子高齢社会への対応
- 市民ニーズ多様化
- 持続可能な地域社会づくり
- 担い手不足
- 多文化共生
- 防災対策
- 環境問題への対応
- 地域交通対策
- 財政の健全化
- 職員の減少
- 公共資産の老朽化対策・有効活用等

### (2) 本市の強み

#### 地理的環境)

- ・豊かな自然環境
- ・関西圏と中部圏から1時間程度の良いアクセス
- ・市内の3つのインターチェンジ

#### 行政)

- ・地域の発展のための規制緩和(特区構想等)
- ・行政と市民とのネットワーク(自治組織・商工会・工業会等との連携)

#### 市民)

- ・歴史や産業をはじめとする様々な資源と住民のシビックプライド
- ・起業意識の成熟

### (3) 民間事業者等の強み

- ・企業のブランド力
- ・独自のノウハウや技術・知見
- ・社会ニーズへの対応力
- ・民間資本

### 3. 公民連携の基本的な考え方

(1) 理念： 「民間事業者等との連携によるエリア価値の向上」

(2) 3つの効果

① 市民サービスの向上

・事業者や多様な主体と連携し、地域課題やニーズに対応することで、質の高いサービスに引き上げます。

② 地域課題の解決

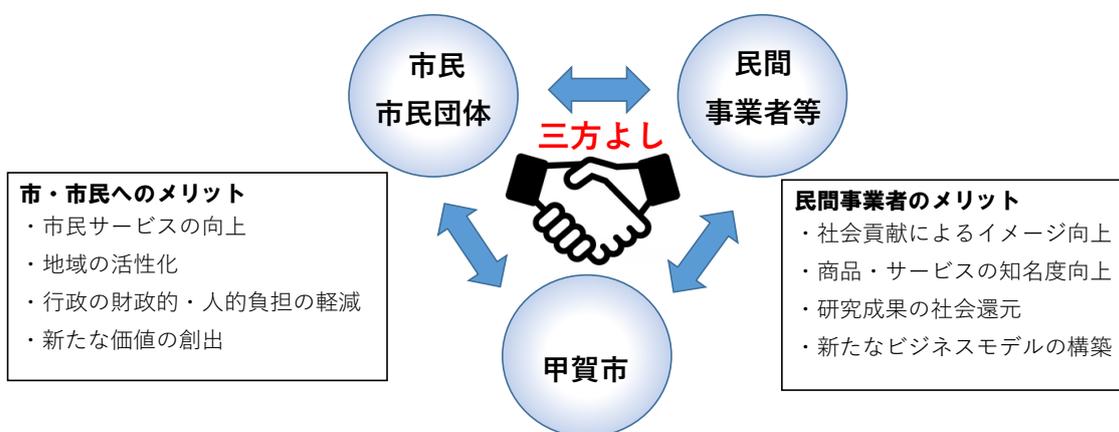
・本市と民間事業者等が連携し、新たな価値を創出することで、本市が抱える課題を解決し、市の公的負担の抑制につなげます。  
・地域の企業や人材と連携することにより、雇用や新たな事業を創出し、地域経済の活性化につなげます。

③ 新たなビジネスの創出

・民間事業者等の技術やアイデア、資金を最大限に生かすことで新たなビジネスチャンスを創出します。  
・規制緩和等により民間事業者等の新たな事業参入を促進します。

(3) めざす公民連携のあり方

これまで推進してきた市民と行政との協働によるまちづくりに加え、民間事業者等と行政の連携により、まちづくりの課題解決に向けた取組みを進め、市民・民間事業者等・甲賀市にとってwin-win-win（三方よし）となる関係をめざします。



(4) 5つの原則（民が活躍するまちづくり事業を進める際の視点）

- 1. 民を主役に据えているか…民が活躍するまちづくりの前提
- 2. 持続可能か…経済合理性の確保
- 3. 民と公との連携ならではの質の高いサービス提供か…付加価値の創出
- 4. 地域経済の活性化につながるか…地域内経済の循環
- 5. 公の新たな財政投資を前提としないか…公的負担の抑制

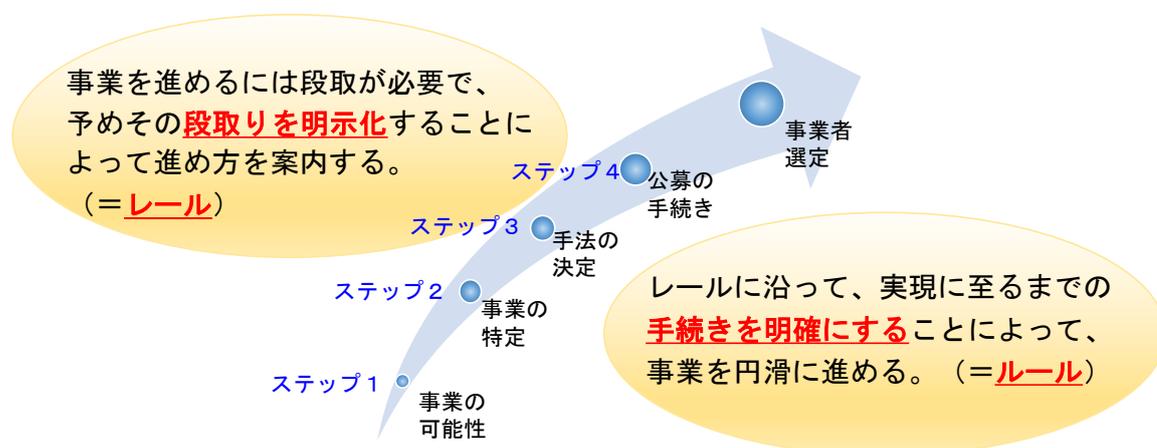
#### 4. このガイドラインの目的

##### ○民間との新たなパートナーシップの形成を促進する【開拓】

本ガイドラインにより、民間からの社会貢献活動や新たな価値の創出に向けた提案を広く受け付け、社会課題の解決につなげる仕組みを明らかにするとともに、市も民間事業者等に広く周知するなど積極的にアプローチします。

##### ○公民連携事業を円滑に形成するためのルールとルールを示す【ガイドウェイ】

本ガイドラインでは、民間のアイデアや社会貢献意欲を本市の課題解決につなげる枠組みを広く周知し、段取り（ルール）や手続き（ルール）など、円滑に事業を形成するための道筋を示します。

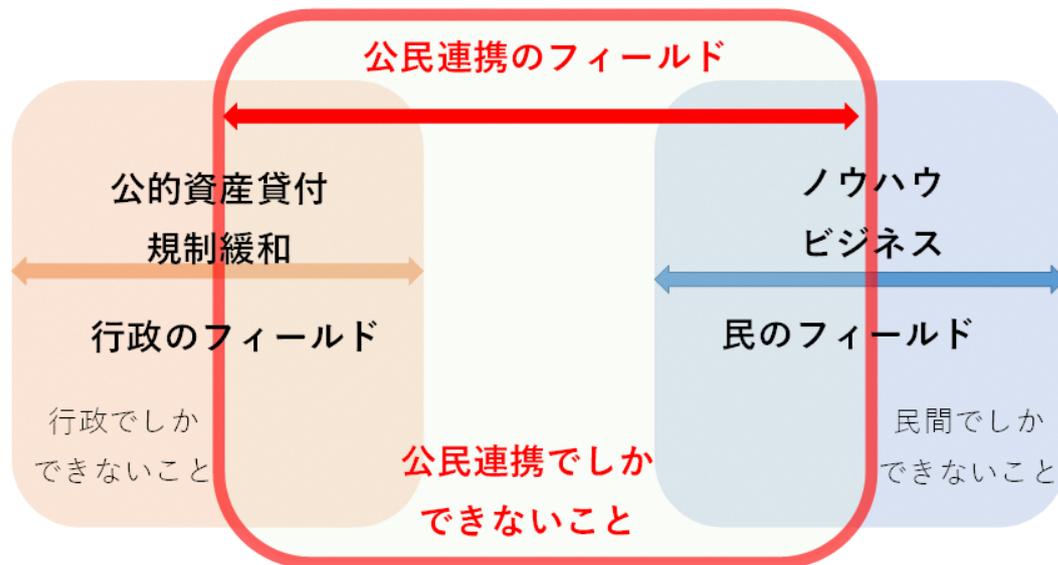


## 5. 公民連携の範囲

### (1) 対象事業

公民連携には、ソフト分野やハード分野で様々な手法で取り組むことが可能です。本市における公民連携の活用推進の範囲は、原則、本市が関わるあらゆる分野・領域・部門・形態・制度・サービスに関する事務事業とします。

公民連携のフィールド



### (2) 市の担うべき範囲と運営手法の見直し

これまで同様、「民間でできることは民間で行う」という姿勢は継承し、これまで「行政でしかできない」と考えられていたものを、柔軟に検討し公民連携を進めます。

### (3) 適用除外

以下に該当する事務事業については、原則、公民連携の活用推進の範囲から除外することとします。ただし、以下に示した事務事業等であっても、民間等が担うことが関係法令に抵触しない部分がある場合には、事務事業の細分化や再構築を行える可能性が残されていることから、公民連携の推進の範囲とします。

#### □法的な制限がある業務

法令等に基づき市職員が直接実施しなければならない事務事業

#### □公権力の行使や許認可を伴う業務

許認可など公権力の行使に当たる事務事業(法令等により民間等が実施できるものは除く。)

#### □政策等に関する業務

本市の重要な政策等の計画策定、条例制定等の業務

#### (4) 想定する公民連携の手法例

手法名	内容
包括連携協定	市と大学等の教育・研究機関や民間が、双方が持つ資産を相互に活用して地域への貢献や双方の発展に資することを目的として、幅広い分野において、連携する手法。
PFI	PFIとは、Private Finance Initiativeの略称で、民間が自ら資金調達を行い、民間が公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体的に行う手法。
公的不動産の活用	低・未利用地について、売却や土地信託、定期借地権を設定することにより、財源を確保する手法。 市場性、公共性が高い土地では、定期借地権の設定により一部公共施設等の整備を条件とした民間活用を図ることも可能である。
コンセッション方式 (公共施設等運営権制度)	利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を行政に残したまま、民間が運営権を取得し、施設の維持管理・運営を行う手法。 インフラ施設や収益施設など、公有財産(光ファイバーや水道施設等)においても民間が事業の経営主体になることができる点が指定管理者制度と異なる。
その他	市が展開する既存の公民連携手法のほか、新たな公民連携の手法

## 6. 公民連携プラットフォーム

公民連携プラットフォームとは、公民連携を推進する仕組みで、民間事業者等と関連事業部局をつなぐ機能を有します。また、市が保有する公共資産、社会課題と市の施策、民間の提案などの情報をコーディネートしながら、各主体が社会課題の解決を目指して公民連携を推進するための対話の場となるものです。

### (1) 窓口の一元化（コンシェルジュ機能）

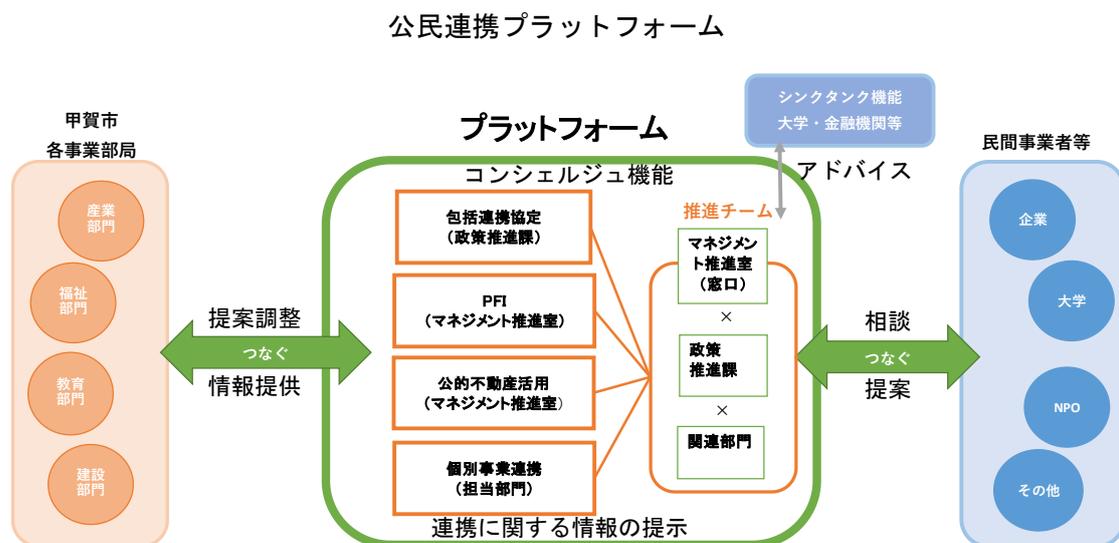
民間との連携が個別、局所的になっており、公民連携に対する職員の意識の温度差や、民間事業者等からの提案受付窓口が統一されていないことによる対応の不均衡、事務手続きや実施までのプロセスが不明確な状況にあります。

このことから、公民連携に関する窓口は、総務部マネジメント推進室が担うこととします。マネジメント推進室は、政策推進部局や資産管理部局と連携し、民間事業者等と市内各事業部局との調整にとどまらず、事業の実現に向けて伴走型の支援を行い、これまで、担当課・担当者で判断してきた民間からの提案等を、窓口に通すことで共通の視点で組織横断的につなぎます。事業所管課には事業の見直しや新たな視点による事業展開の検討機会を創出し、民間事業者等からの提案が損失されないよう進めます。

### (2) 事前の情報の提示

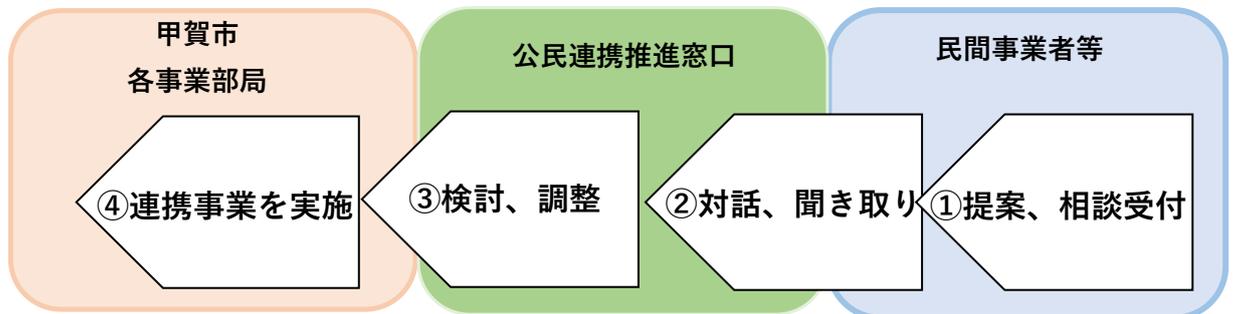
公民連携事業は、計画の策定段階から民間のアイデアやノウハウを取り入れながら進めることや、市場性の有無を確認することが重要であり、連携の可能性のある資産やサービスなどについて、市から民間への情報提供が大変重要であると考えています。

そのため、利活用を図りたい公共施設や公園などの公共空間、公共サービスなどの施策に係る情報を積極的に開示するため、公民連携に関するリストの公表を進めます。

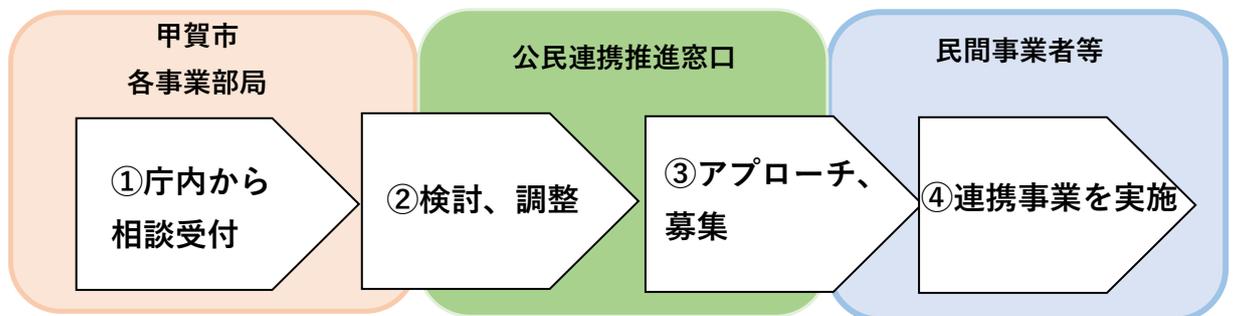


### (3) 公民連携の進め方

民間事業者からの提案による進め方の例（自由提案型）



各事業部局の課題解決のための進め方の例（テーマ公募型）



### (4) 職員の心構え

- 公民連携は「目的」ではなく「新たな価値の創出」のための「手段」  
市役所は万能ではない、だから民間とつながる
- 公民連携をあらゆる分野で活用  
課題起点からの発信 × 民間提案とのマッチング
- 公民連携の活用推進は職員の改革意欲と挑戦が鍵  
あなたのチャレンジが、価値創出の種になる
- 民間は行政のパートナー。民間を選ぶ立場に終始せず選ばれる行政へ！  
まずはめざすところに旗を立てよう！行き方は民間のアイデアも活用
- 公民連携により創出する価値や効果を共有し、関係者誰もが幸せになろう  
めざすは、市民×行政×民間の「三方よし」
- 民間事業者等の情報を守ります。  
提案のアイデアは知的財産であり、適切な保護を徹底します。

## 7. 提案の募集

### (1) 民間からの提案の募集

本市では「①自由提案型」、「②テーマ公募型」を基本的な枠組みとし、取組方針に掲げる3つの効果が発揮できる取組みを募集します。

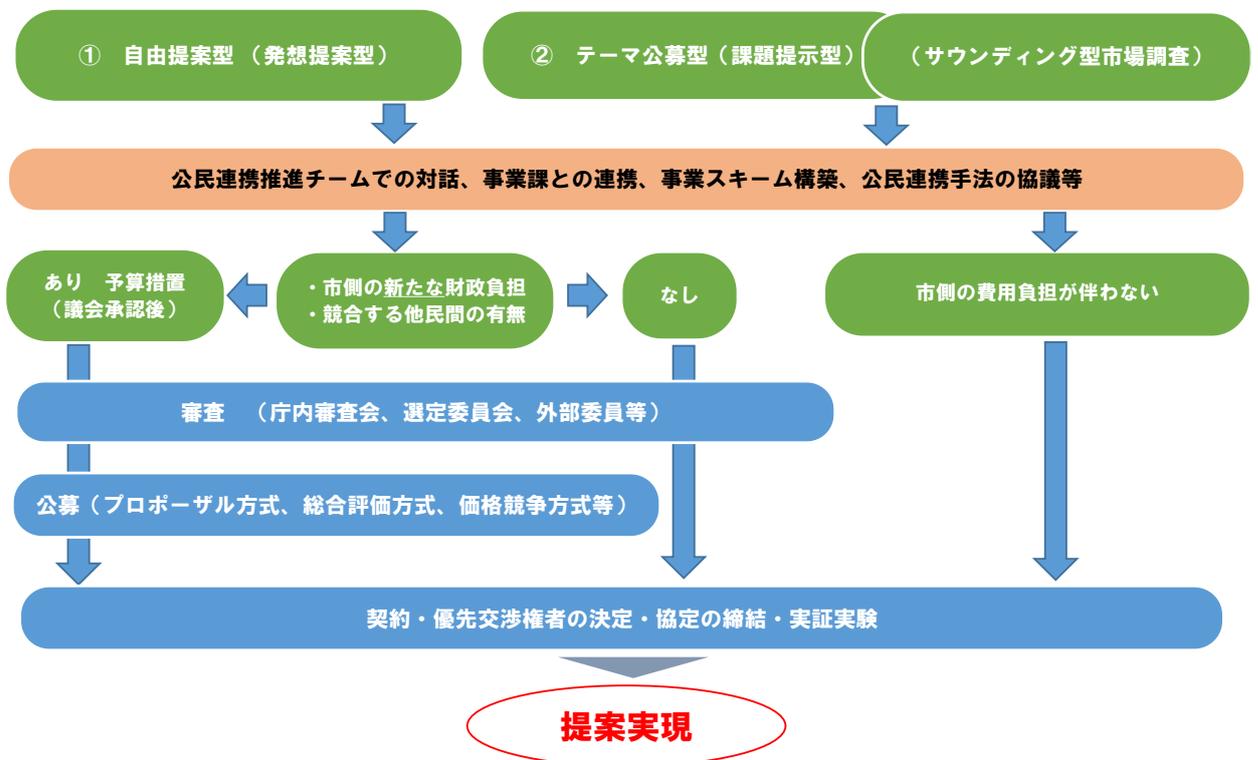
#### ①自由提案型

甲賀市が行っている事業を中心に、企業や大学が本市との連携を希望する事業やアイデア等を自由な発想で提案できるもの。(原則、市に新たな財政負担を生じさせない)

#### ②テーマ公募型

本市があらかじめ提示する特定の事業、課題、物件等に関して提案をいただくもの。(サウンディング型市場調査含む)

### 提案の主な流れ



## (2) 提案の留意事項

本ガイドラインの枠組みとして提案を受け付ける対象や留意事項は、次のとおりとします。

### ① 提案をお受けする主体

- ・提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間事業者等」、「NPO法人等の法人」、「任意団体等」又は「大学等研究機関」

### ② 本ガイドラインの提案の対象としないもの

- ・個人からのご提案
- ・ご提案者（提案に関係する者を含む）及びご提案内容が、以下の項目に該当する場合

- (ア) 法令等に違反する行為を行った者又はこれに類する者
- (イ) 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合は役員を含む。）が活動に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、市の入札に参加できない団体であるとき
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、市から公の施設の指定管理者にかかる業務の全部又は一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されているとき
- (オ) 地方税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している方
- (カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）、社会再生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きについて申立てがなされているとき
- (キ) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝等、民間事業者等への利益誘導のみを目的とするもの
- (ク) 政治的又は宗教的教育を目的とするもの
- (ケ) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (コ) 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する方
- (サ) 公共性・公平性に問題がある等、その他、甲賀市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

### ③ 提案及び対話・調整にかかるコスト

提案の成立・不成立にかかわらず、甲賀市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。

#### ④ その他

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当の方は、その他の諸事情により、今後、ご提案者との対話・調整を行わないこともあります。
- (イ) ご提案に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることもあります。
- (ウ) ご提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- (エ) ご提案は、ご提案者からの本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、本市がご提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。